

動画セミナーのご案内

介護事業者のパワーハラスメント対策

－パワハラ撲滅は重要な経営戦略－

6件のパワハラ具体事例で討議してみよう！

今すぐ抜粋版を試聴しよう！（抜粋版17分・本編45分）

<https://youtu.be/rNLHtFGVKbo>



動画セミナー提供方法

- 提供対象：介護事業者団体・介護事業法人など
- 視聴期間：1ヶ月以上1ヶ月単位で設定
- 提供資料：セミナーテキスト
- 視聴開始：任意の期日を設定できます
- 提供価格：介護事業者団体55,000円（税込）
介護事業法人44,000円（税込）
※配信期間2カ月以上は割増必要

動画セミナー視聴までの流れ

- ①申込書を弊社宛メールで送付
申込書は弊社ホームページで：www.anzen-kaigo.com
- ②弊社より主催者にセミナー視聴ツールを送付
URL・QRコード・パスワード・セミナーテキスト・付属資料
- ③視聴者にURL・QRコード・パスワードを案内
- ④参加者はパソコンやスマホでセミナーを視聴

「介護事業者のパワーハラスメント対策」の概要

1. パワーハラスメントとは？
 - ・パワーハラスメントの定義
 - ・パワーハラスメントの6類型
 - ・パワーハラスメントと法律
 - ・パワーハラスメントの具体事例（裁判例より）
2. パワハラ防止法
 - ・改正労働施策総合推進法
 - ・事業主が講じるべき措置
3. 施設のパワハラ防止の具体策
 - ・ある社会福祉法人のパワハラ事件
 - ・厚労省の指針への対応
 - ・介護事業者が取り組むべきこと
4. 事例検討「こんな対応はパワハラ？」
 - ・「カンファ終わるまで立ってろ！」
 - ・ミスが多い職員に怒鳴りつける主任
 - ・すぐに言い訳をするC介護職員を担当から外した
 - ・仕事の遅い職員に他の職員の前で謝罪させた
 - ・残業する職員に「タイムカード押してからにしろ」
 - ・熱心すぎる職員を無視しろと圧力をかける

● 介護事業者が取り組むべきこと

◎ 法人トップの意識を変える（表明する）

パワハラ裁判でハッキリわかること⇒パワハラを容認する会社はダメになる

パワハラ容認 ⇒ パワハラ発生 ⇒ 被害者自殺 ⇒ 訴訟で負ける

ブラック企業のレッテル ⇒ 人材採用困難 ⇒ 倒産

4. 具体事例で考えるパワハラ対策

事例1：仕事が遅い職員に「カンファ終わるまで立ってろ！」

入社2年目の介護職員A君は少し要領が悪く仕事が遅いことを自覚しています。Z主任はスポーツマンなので、A君に対してすぐに「お前は根性が足りない」「頑張りが足りない」などと言います。A君は仕事が遅いことを自覚しているので、責められても不満を言いません。ある日、A君はカンファレンスがあることを忘れていたため、10分遅刻してしまいました。主任はA君に「仕事が遅いお前がエラそうに遅れてくるんじゃねえ！カンファ終わるまで立っている」と、A君を30分間立たせたままカンファレンスをしました。

パワーハラスメントに該当する行為とは？

①Z主任のどのような行為がパワハラに該当しますか？

②Z主任の行為はパワハラの度の行為に該当するか○を記入して下さい。
 ・身体的な攻撃() ・精神的な攻撃() ・人間関係からの切り離し()
 ・過大な要求() ・過小な要求() ・個の侵害()

③Z主任は上司として部下にどのように対応すべきでしょうか？

事例検討の6事例⇒



参加者のみなさまには

「パワーハラスメント相談窓口対応マニュアル」

を差し上げます

動画セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 受付担当 澤田

mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275